

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方等の火葬等に係る取扱要領

本要領は、山形県内において新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（以下「新型コロナ関連遺体」という。）の火葬等に関し、携わる方の安全・安心に配慮し、円滑に業務を実施できるよう、取扱いについてまとめたものです。運用にあたっては、実情にあわせ、関係者間で調整の上、柔軟に対応くださるようお願いいたします。

新型コロナ関連遺体の処置等にあたっては、厚生労働省及び経済産業省において作成された「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和5年4月26日（第4版）。以下、「厚労省ガイドライン」という。）を参考にしてください。

1. 死亡後の処置（「新型コロナ関連遺体の火葬までのフロー図」（以下「フロー図」という。）①）

新型コロナ関連遺体は、医療機関、高齢者施設及び自宅等（以下、「医療機関等」という。）において、医療従事者等が適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を行います。

ただし、損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、非透過性の納体袋に収容※します。

なお、感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合は、通常の遺体と同様に取り扱うことができます。

※ 納体袋への収容方法は厚労省ガイドライン別添2参照

2. 伝達（「フロー図」②～③）

医療従事者等から遺族へ、新型コロナ関連遺体であること、また、適切な感染対策を行っていることで感染リスクは極めて低いが、遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生が必要であることを伝達してください。併せて、遺族に葬祭業者へ新型コロナ関連遺体である旨を伝えた上で、搬送、火葬等を依頼するよう伝達してください。

なお、遺族がいない、又は不明な場合は、市町村に連絡してください。

3. 遺体の搬送・安置（「フロー図」④～⑦）

葬祭業者は、医療機関等に時間や場所について確認をした上で、棺を搬入してください。

医療機関等は、上記1で処置された遺体を納棺後、棺表面を消毒し、葬祭業者へ新型コロナ関連遺体であることを伝達（情報共有シートを活用）して引き渡してください。死亡診断書は遺族へ渡してください。

葬祭業者は、納棺された遺体を通夜会館や遺族の自宅等に搬送及び安置し、遺族と相談の上、火葬の予約をします。その際、遺族に対して、遺体に触れた後は手洗い等の手指衛生が必要であることや、斎場における感染防止対策について説明してください。

4. 死亡届の受付（「フロー図」⑧）

市町村は、遺族又は葬祭業者より「死亡届」（死亡診断書を添付）を受け付け、火葬場使用許可証、埋火葬許可証を発行し、死亡時刻や火葬予約時間等を確認してください。

5. 通夜・葬儀・火葬について（「フロー図」⑨）

遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜・葬儀・火葬を執り行うようお願いいたします。

葬祭業者は、火葬場に新型コロナ関連遺体であることを伝達（情報共有シートを活用）してください。

○対応のポイント（厚労省ガイドラインより抜粋）

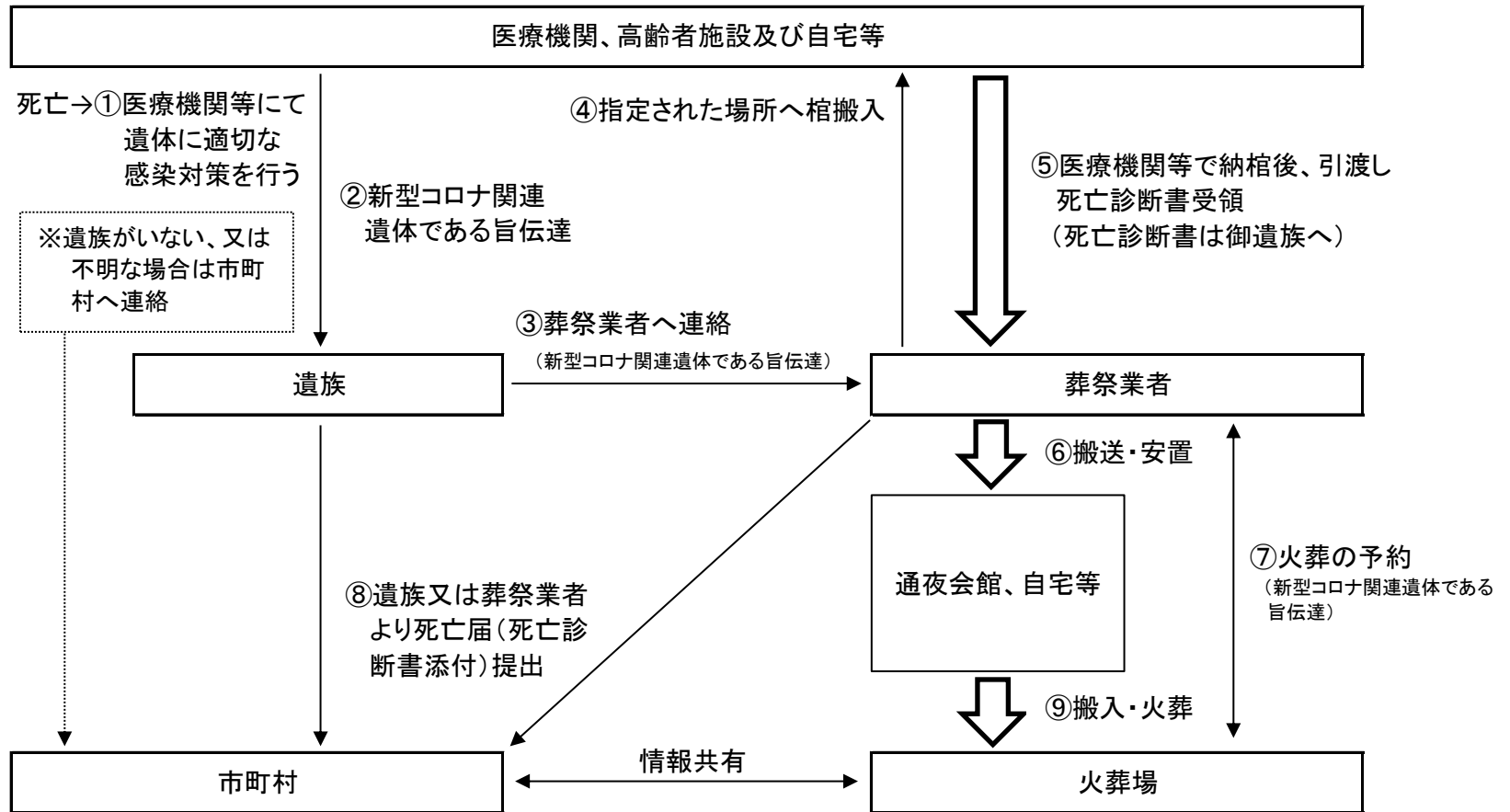
- ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、葬祭業者及び火葬場の事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、遺族等又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ・流行期に、高齢者等重症化リスクの高い方が、葬儀、火葬等に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- ・手洗い等の手指衛生、換気については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。
- ・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- ・遺族等が火葬前の遺体に触れた後は、手洗い等の手指衛生を実施してください。
- ・葬祭業者及び火葬場の従業員や遺族等が手指衛生を実施しやすいように、擦式消毒薬や手洗い場を利用しやすいところに設置してください。
- ・適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（厚生労働省・経済産業省 令和5年4月26日（第4版））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123872.html>

新型コロナ関連遺体の火葬までのフロー図



新型コロナウイルス感染症に関する情報共有シート（関係者記入用）

この情報共有シートは、医療機関、葬儀会館等、火葬場へと遺体が移動していく中で、遺体と遺族等の方への対応に関する情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。次の過程の業務に従事している方のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方） 氏名： 性別：
 生年月日： 死亡年月日：

関係者	申し送り事項
医療従事者等	<p>●感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な遺体であるか（はい・いいえ）</p> <p>※ 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、遺体への特別な感染対策は不要です。</p> <p>●清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等による体液等の漏出予防の有無（有・無）</p> <p>●損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋の使用が必要であるか（はい・いいえ）</p> <p>非透過性納体袋 素材（透明・非透明） 顔が見えるようになっているか（はい・いいえ）</p> <p>●納棺時に棺表面を清拭・消毒の有無（有・無）</p> <p>●遺族等の方の代表者の氏名（） あれば特記事項（）</p> <p>●その他の留意事項（）</p> <p>（連絡先）施設名： 担当者：電話番号：</p>
遺体等を取り扱う事業者の方	<p>●遺族等の方の代表者の氏名（） あれば特記事項（）</p> <p>●その他の留意事項（）</p> <p>（連絡先）事業者名： 担当者：電話番号：</p>

※記入欄は、必要に応じ、追加、修正等をしてください。